

令和8年6月

射水市議会定例会議案説明書
(議員提出議案)

議員提出議案第 1 号

射水市議会会議規則の一部改正について

(説明)

議会審議の活性化を図るため、議案の提出、修正動議の発議、表決方法に対する異議等に係る人数要件について改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 会議時間変更に係る異議の要件について、「出席議員 3 人以上」から「出席議員 2 人以上」に改めるもの。
- (2) 議案提出(地方自治法第112条第 1 項で規定する議案を除く)の要件について、「3 人以上の賛成者」から「2 人以上の賛成者」に改めるもの。
- (3) 修正動議の要件について、「3 人以上の賛成者」から「2 人以上の賛成者」に改めるもの。
- (4) 表決方法に対する異議の要件について、「出席議員 4 人以上」から「出席議員 3 人以上」に改めるもの。
- (5) 投票による表決の要求の要件について、「出席議員 4 人以上」から「出席議員 3 人以上」に改めるもの。
- (6) 簡易表決に対する異議の要件について、「出席議員 4 人以上」から「出席議員 3 人以上」に改めるもの。
- (7) 表決の順序に対する異議の要件について、「出席議員 4 人以上」から「出席議員 3 人以上」に改めるもの。
- (8) その他規定の整備を行うもの。

2 施行期日

規則公布の日